

6月は水防月間です

水防月間は、昭和61年台風10号による出水の際の懸命な水防活動を通じ、その重要性が再認識されたことを契機として、毎年出水期前である5月（北海道は6月）に水防の重要性を周知することなどを目的として実施されています。

これからの季節は局地的な大雨などによる風水害が起りやすく、特に近年では、大規模な自然災害が全国各地で発生しています。災害が起きたときに落ち着いて対応ができるように日頃から備えることが大切です。

もし、水害などの発生により避難情報が発令された場合は、早めに避難し、河川や土砂警戒区域には絶対に近づかないようにしましょう。

期 間 6月1日(土)から30日(日)までの1か月間 **テーマ** 「洪水から守ろうみんなの地域」

風水害には、日頃からの備えが大切です

- ・台風などが近づいてきたら、気象庁や町のホームページ、あびらチャンネルなどで気象情報を確認しましょう。
- ・安平町防災ハザードマップを見て、避難場所とそこまでの経路、危険な場所をあらかじめ確認しておきましょう。
- ・飲料水や食料、懐中電灯などの非常時持出品を準備しておきましょう。
- ・必要に応じて土のうを準備しておきましょう。
- ・強風時に飛ばされそうなものは固定するか、家の中に事前に入れておきましょう。

※河川の水位や雨量の情報は、テレビ、ラジオ、インターネットなどで入手できます。

※大雨特別警報や土砂災害警戒情報は、防災無線で放送されます。

問合せ 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課 ☎03-5253-8460
総務課総務グループ ☎②2511

ポイントあびらからのお知らせ

■ポイントの有効期限が迫っています

令和3年6月1日から令和4年5月31日までに取得したポイントの有効期限は、令和6年5月31日です。期限を過ぎてしまうとポイントが失効されますので、お買い物の際にポイントを利用する旨を加盟店の方へ伝え、ご利用ください。

※有効期限の近いポイントはレシートに印字されています。

ポイントあびらの情報は
こちらから発信しています



Facebook



Instagram

問合せ ポイントあびら 早来本所 ☎②2789（安平町商工会早来本所）
追分支所 ☎⑤2154（安平町商工会追分支所）